

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会 御説明資料

介護サービス情報公表制度について

平成30年 6月28日

厚生労働省

情報公表制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

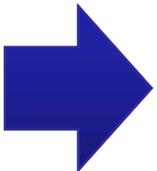
【利用者】 より適切な事業者を選択することが必要

- 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】 取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

- 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、努力が報われない)

介護サービス情報の公表制度

- 
- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

情報公表制度の概要

(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。
利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に
選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。
平成27年度時点で、全国約19万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



情報公表制度の仕組み

(情報の内容の確認)

事業所の情報は、都道府県がインターネットで公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①都道府県が毎年定める計画に従って、年1回、介護報酬収入年額100万円を超える事業所は、直近の事業所情報を都道府県に報告。
- ②都道府県は、公表されている情報の正確さを確保するため、指針に基づき、情報の内容について、事実の有無を客観的に調査し、確認。
- ③都道府県は、国で一元管理している情報公表サーバーを使って情報を掲載。

公表までのフロー図



※公表及び調査にかかる費用について地方自治法に基づき、都道府県は事業所から手数料を徴収することが可能

情報公表される内容

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 提供サービスの内容
- 法人情報
- 従業者に関するもの
- 利用料等

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- 相談・苦情等への対応
- 事業運営・管理の体制
- その他（従業者の研修の状況等）
- サービスの質の確保への取組
- 外部機関等との連携
- 安全・衛生管理等の体制

※ その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

情報公表される内容(通所介護の例)

○基本情報

事業所又は施設(以下この表において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局(以下この号において「法人等」という。)に関する事項	
1	法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号(番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。)及び電話番号その他の連絡先
2	法人等の代表者の氏名及び職名
3	法人等の設立年月日
4	法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
5	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	
1	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
2	介護保険事業所番号
3	事業所等の管理者の氏名及び職名
4	当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)
5	事業所等までの主な利用交通手段
6	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

事業所等において介護サービスに従事する従業者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項	
1	職種別の従業者の数
2	従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
3	従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経過年数等
4	従業者の健康診断の実施状況
5	従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況
6	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

介護サービスの内容に関する事項	
1	事業所等の運営に関する方針
2	当該報告に係る介護サービスの内容等
3	当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
4	利用者等(利用者又はその家族をいう。以下同じ。)、入所者等(入所者又はその家族をいう。以下同じ。)又は入院患者等(入院患者又はその家族をいう。以下同じ。)からの苦情に対応する窓口等の状況
5	当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
6	事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
7	利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
8	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項	
------------------------------------	--

その他都道府県知事が必要と認める事項	
--------------------	--

○運営情報

・介護サービスの内容に関する事項

介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	
1	介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
2	利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
3	利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
4	利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	
1	認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
2	利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
3	身体的拘束等(指定居宅サービス等基準第二百二十八条第四項に規定する身体的拘束等をいう。以下同じ。)の排除のための取組の状況
4	計画的な機能訓練の実施の状況
5	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
6	入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
7	健康管理のための取組の状況
8	安全な送迎のための取組の状況
9	レクリエーションの実施に関する取組の状況
10	施設、設備等の安全性・利便性等への配慮の状況

相談、苦情等の対応のために講じている措置	
1	相談、苦情等の対応のための取組の状況

介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	
1	介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
2	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況

介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	
1	介護支援専門員等との連携の状況
2	主治の医師等との連携の状況
3	地域包括支援センターとの連携の状況
4	地域との連携、交流等の取組の状況

・介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

適切な事業運営の確保のために講じている措置	
1	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
2	計画的な事業運営のための取組の状況
3	事業運営の透明性の確保のための取組の状況
4	介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	
1	事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況
2	介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

安全管理及び衛生管理のために講じている措置	
1	安全管理及び衛生管理のための取組の状況

情報の管理、個人情報保護のために講じている措置	
1	個人情報の保護の確保のための取組の状況
2	介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	
1	従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
2	利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等も踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
3	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
4	介護予防のための取組の状況

・都道府県知事が必要と認めた事項

介護保険部会における情報公表制度の見直しの方向性

- 情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

社会保障審議会介護保険部会報告書「介護保険制度の見直しに関する意見」(抄) (平成22年11月30日)

情報公表制度の見直しに関する国会審議の概要

○「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」

- 1 都道府県知事は、介護サービス事業者から報告された介護サービス情報を公表するとともに、**必要と認める場合に調査を行うことができる**ものとする
- 2 調査事務及び情報公表事務に係る手数料について、指定調査機関及び指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる旨の規定を削除



国会審議において、調査が任意となった場合でも、公表されている情報の正確さを確保するため、最低限必要な調査を実施する旨附帯決議がなされた

○改正介護保険法案に係る附帯決議

介護サービス情報の公表制度については、**適正な調査が実施されるよう**、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、**ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること**。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。



附帯決議を踏まえ、ガイドラインを通知

○調査のガイドライン

- 附帯決議を踏まえ、国はガイドラインを通知
- ガイドラインを参考とし都道府県は調査の指針を策定

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

- 新規申請時又は新規指定時
(調査項目の例)
新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査
- 新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)
(一定期間の例)
新規申請から3年間は毎年実施
(調査項目の例)
運営情報の項目を中心に調査
- 事業者自ら調査を希望する場合
(調査項目の例)
事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査
※ 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

- 更新申請時
(調査項目の例)
更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査
- 調査による修正項目の割合に応じ実施
(調査実施の例)
 - ・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施
 - ・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施
- 一定年数毎に実施
(調査間隔の例)
2年ごとに調査

※都道府県は、これを参酌して、調査指針を定める

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項

- 第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合
(配慮の例)
 - ・福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所については、調査を行わないこととする。
 - ・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。
- 1事業所において複数サービスを実施している場合
(配慮の例)
主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

- 報告内容に虚偽が疑われる場合
(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に調査
(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)
- 公表内容について、利用者等から通報があった場合
(調査方法等の例) 通報があった項目を中心に調査
(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)
- 実地指導と同時実施
(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査
- 状況に応じて、調査する項目を選定して実施
- その他必要に応じて実施する場合
(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査
(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

これまでの取組

○ 情報公表制度については、

- ・ 平成24年度に、大量の情報の中から事業所を選択する目安となるポイントや、比較・検討を行う際の事業所間の相違点の読み解き方等について整理したガイドブックを作成し、普及
- ・ これまでも以下のとおり、平成24年度に、各都道府県で設置していた情報公表サーバーを国で一元的に管理。同時に、モデル事業を踏まえ、利用者の視点に立ったシステムの改善など抜本的な見直しを実施し、その後も適宜リニューアルを実施等しており、高齢者でもシステムが利用できるよう取り組んで来た。

	平成22年度	平成24年 10月	平成25年 7月	平成26年 10月	平成27年 3月	平成27年 7月	平成27年 10月	平成30年 4月
改修事項	モデル事業の実施	情報公表サーバーの国での一元管理 システムの改善	情報の追加	比較機能、検索機能の充実	スマートフォンアプリの開発	情報の追加	情報の追加	地方分権改革への対応
具体的な内容	○「見やすさ」「使いやすさ」「分かりやすさ」の観点から、システムに以下の改良を実施 ・ 情報がコンパクトにまとまった「概要版」の追加 ・ 専門用語の解説を充実 ・ 検索機能の強化（営業日、営業時間等から検索可能に）	○以下の抜本的な見直しを実施 ・ 各都道府県で設置していた情報公表サーバーを国で一元的に管理 ・ 同時に、モデル事業を踏まえ、利用者の視点に立ったシステムの改善	○情報の追加 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	○比較機能の充実 ・ 比較出来る件数を3件から30件まで拡充等 ○検索機能の充実 ・ 「住まい」からの検索を新設 等 ○全体を通じて公表画面の見やすさ等を改善	○スマートフォンアプリの開発（GPS（位置情報）の活用による簡易検索、事業所までの道順検索等が可能に）	○従業者に関する情報の追加 ・ 従業者の教育訓練、研修等、従業者の資質向上に向けた取組状況（キャリア段位制度の実施状況を含む） ・ 事業所の雇用管理に関する情報（任意公表） ○通所介護の情報に宿泊サービスの届出情報を追加	○情報の追加 ・ 地域包括支援センター ・ 生活支援等サービス ※市町村がシステムを活用できるように改修	○都道府県が公表している介護サービス事業所情報の公表・調査等の事務を指定都市に委譲

【参考】介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会（報告書概要）H26.3

介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

方向性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の裁量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

方向性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

- 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

方向性

- 時代のニーズに応じたシステムの構築
 - ・情報の見せ方・可視化の工夫（情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等）

○ 検討会の構成

委員氏名	所属	委員氏名	所属
稲葉 雅之	一般社団法人日本在宅介護協会 専務理事	瀬戸 恒彦	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 専務理事
小川 博司	広島県 健康福祉局介護保険課長	高杉 敬久	公益社団法人日本医師会 常任理事
小泉 立志	公益社団法人老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 特別養護老人ホーム部会 部会長	筒井 孝子	国立保健医療科学院 統括研究官
木間 昭子	高齢社会をよくする女性の会 理事	馬袋 秀男	一般社団法人全国介護事業者協議会 理事長
小山 秀夫 ◎	兵庫県立大学大学院 教授	平川 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長
齊藤 秀樹	公益社団法人全国老人クラブ連合会 理事・事務局長	水越 洋二	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 横浜市不老町地域ケアプラザ 所長
榎 美智子	東京都 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長	山村 和宏	ひょうご介護サービス情報活用制度専門調査機関 (株)創造と協働のまちづくり研究所 代表
助川 未枝保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事	(※ ◎は委員長、敬称略、50音順、所属・肩書きは当時のもの) (合計15名)	

今後の情報公表制度の見直しの方向性

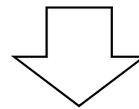
○介護保険の理念である高齢者の「自己選択」を支援するためには、公表されている情報の正確さを確保しつつ、情報公表を進めることが重要。

○これまでも、情報公表制度については、関係者の意見を聴きながら、高齢者でもシステムが利用できるよう取り組んで来た一方で、その使い勝手等に関する課題が指摘されている。

○このため、利用者にとって利便性を高める観点から、現在の制度をベースに改善することが必要。

 情報公表システムのリニューアルに向けて、利活用の調査・研究を実施することを検討。

- ① 調査・研究 ⇒
 - i 事業者を選択しているのは誰か(利用者、家族、ケアマネジャー等)
 - ii 選択している者が、事業者の選択基準としている公表情報は何か 等



- ② システムのリニューアル ⇒ 調査・研究を踏まえ、選択している者それぞれの視点に立って情報の見せ方を改善

參考資料

1.情報公表システムのHP画面

全国版トップ

お知らせ

(H28/5/10掲載)

[介護サービス情報公表システムのパンフレット\(H27年10月版\)について](#)

平成27年10月1日のシステム改修を反映したパンフレットを作成しましたのでご利用ください。

[介護サービス情報公表システムパンフレット\(平成27年10月版\).pdf](#)

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている
介護サービスについて

▶ 公表されている
生活関連情報について

▶ 介護保険の解説

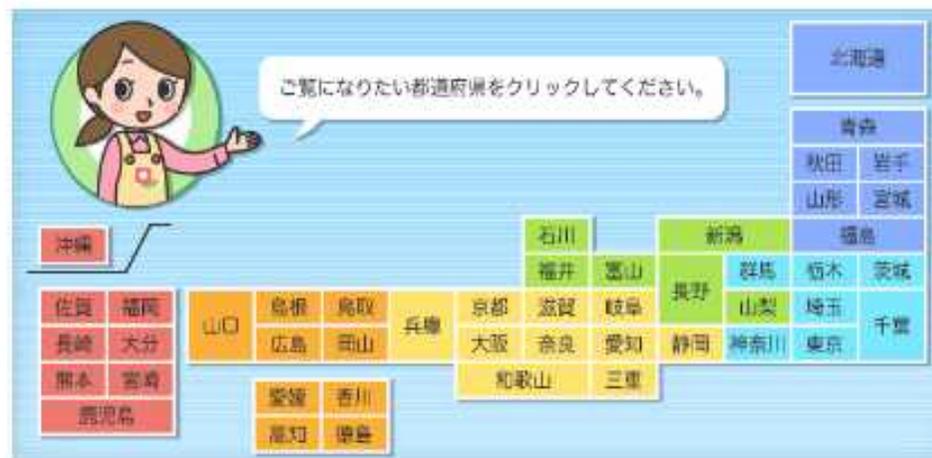
▶ 関連情報

▶ アンケート



スマートフォン
アプリが
登場しました！

介護事業所ナビ



延べ: 6,373,502 本日: 4,989 昨日: 4,650

このページの先頭へ

[リンク・転載等について](#) [ご利用上の注意](#) [お問合わせ](#)

2. 情報公表システムのホームページ全体像

● 事業所検索のポイント① 検索方法

以下の方法から事業所を検索できます。



地図から、お住まいの市区町村を選択することにより事業所を検索できます。



利用目的又は具体的な介護サービスの種類から事業所を検索できます。



お住まいの住所を入力することで、近隣の介護サービス事業所を検索できます。



サービスの提供時間、サービス提供の地域、空き情報等具体的な条件や自由なキーワードにより事業所を詳しく検索できます。

東京都 介護事業所・生活関連情報検索
介護サービス情報公表システム

住所 キーワード 目的

文字サイズの変更 中 大

全国版トップ > 東京都 > 介護事業所検索

- 介護保険について
- このホームページの使い方
- アンケート
- 地域包括支援センター事業所一覧
- 全国トップへ戻る

簡易検索バー(住所、キーワード、目的)により、簡単に検索する事が可能。
※ある程度使い慣れた方、自由に検索したい方を想定

地図からの検索

県外の隣接する市町村を一緒に検索することが可能。

例えば、東京都23区東部に隣接する県外の市町村(埼玉県三郷市、千葉県松戸市など)も検索可能



サービスからの検索

サービスに詳しくない方であっても検索できるよう、「訪問」「通い」「宿泊」「生活」などの「利用目的別」に整理し、見やすいよう色も分類。また、サービス名の横に、解説機能を配置しすぐに調べられる。

介護の相談・ケアプラン作成

居宅介護支援(3394)

解説

すぐに解説が見られる

自宅に訪問

訪問介護(2979) 予防

解説

訪問入浴(166) 予防

解説

訪問看護(941) 予防

解説

訪問リハビリ(218) 予防

解説

夜間対応型訪問介護(36)

解説

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(74)

解説

施設に通う

通所介護(3315) 予防

解説

通所リハビリ(323) 予防

解説

地域密着型通所介護(74)

解説

療養通所介護(4)

解説

認知症対応型通所介護(430) 予防

解説

訪問・通い・宿泊を組み合わせる

小規模多機能型居宅介護(172) 予防

解説

複合型サービス
(看護小規模多機能型居宅介護)(17)

解説

短期間の宿泊

短期入所生活介護(547) 予防

解説

短期入所療養介護(193) 予防

解説

住所からの検索

自宅等を中心に周辺の事業所が検索できる。



入力した住所を中心に半径〇〇km以内の事業所が検索可能
※半径は1、3、5、10、20、30、40、50kmが選択可能



検索結果



条件検索

ある程度、介護保険制度やサービスに詳しい方が
キーワードやその他の情報を組合せ、詳細に検索することが可能。
なお、それぞれのサービスの特色を踏まえた検索項目を設定。

地図から探す

サービスから探す

住まいから探す

条件検索

サービスの種類	(サービスを選択して下さい。) サービスを複数選択する
事業所の所在地	(市区町村を選択して下さい。) 市区町村を複数選択する 地図から選択する
事業所の名称	<input type="text"/> 例:) 介護サービス事業所... <input checked="" type="radio"/> いずれかのキーワードを含む <input type="radio"/> すべてのキーワードを含む
事業所番号	<input type="text"/> 例:) 102030405...
法人種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人(社協以外) <input type="checkbox"/> 社会福祉法人(社協) <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 社団・財団 <input type="checkbox"/> 営利法人 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 生協 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 地方公共団体(都道府県) <input type="checkbox"/> 地方公共団体(市町村) <input type="checkbox"/> 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等) <input type="checkbox"/> その他
キーワードで検索	<input type="text"/> 例:) 夜間 診療 介護 新宿区...

● 事業所検索のポイント② 検索結果一覧

検索を行うと、検索結果一覧が表示されます。



検索された事業所の場所が、地図に表示されます。

様々な項目での並び替えが可能(住まいからの距離、公表日、開始年月日、空き状況、利用者数 等)

検索された事業所一覧の中から、閲覧したい「事業所情報」のページに移動することができます。

※第三者による外部の調査が入っている事業所にはアイコンが表示されます。



「公表情報の確認調査」及び「サービスの質の評価」の両方を事業所自ら希望して受けている。



「公表情報の確認調査」を事業所自ら希望して受けている。



「公表情報の確認調査」及び「サービスの質の評価」の両方を受けている。



「公表情報の確認調査」を受けている。



「サービスの質の評価」を受けている。

● 事業所検索のポイント③ 事業所情報

事業所情報では、「事業所の概要」と「事業所の特色」を見ることができます。

もっと事業所のことが詳しく知りたい場合は、「事業所の詳細」、「運営状況」、「その他情報(都道府県単位で独自に設定した情報)」も閲覧することができます。

事業所の概要

2012年11月29日 15:19 公表 [画面を印刷する](#) [☆しおりを付ける](#)

事業所の概要 | [事業所の特色](#) | [事業所の詳細](#) | [運営状況](#) | [その他](#)

[所在地・連絡先](#) | [運営状況](#) | [事業所概要](#) | [サービス内容](#) | [設備状況](#) | [利用料](#) | [従業員情報](#) | [利用者情報](#) | [その他](#)

● 所在地・連絡先

事業所名	宮利法人
介護サービスの種類	通所介護
住所	〒 地図を開く
連絡先	Tel: Fax: ホームページ
記入日	2012年10月31日
介護予防サービスの実施	あり なし
併設している介護サービス	あり なし ※詳しくは 事業所の特色 をご覧ください。

● 運営状況: レーダーチャート (レーダーチャートを閉じる)

● 東京都平均

利用者の権利保護

事業所の概要では、

- 所在地
- 運営方針
- サービス提供地域
- 営業時間、定休日
- サービスの特色
- 利用者の状況
- 従業員の状況

などがまとめて閲覧できます。

事業所の特色

事業所の特色では、

- 事業所の写真、動画
- 定員に対する空き数
- サービスの特色
- 利用者の特色
- 職員の特色
- 併設サービス

など、事業所のアピールポイントがまとめて閲覧できます。

投稿は事業所の任意で随時更新が可能です。

事業所の詳細

事業所の詳細では、

- 法人情報
- 所在地等
- 従業者
- サービス内容
- 営業時間、定休日
- 利用料等

などのさらに詳しい内容を閲覧することができます。

※「所在地等」の情報が最初に表示されます。

運営状況



運営状況では、

事業所運営にかかる各種取組状況、組織の管理、マニュアル等の整備状況が閲覧できます。

レーダーチャートにより全体の状況が一目で把握できます。

- 利用者の権利擁護
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理
- 安全・衛生管理等
- 従業員の研修等

レーダーチャートの表示について

運営状況の各分野別に、「あり」となっている項目数の割合を数値化したものです。

$$\text{レーダーチャートの数値} = \frac{(\text{「あり」の項目数}) \times 5}{(\text{項目の総数(「該当なし」を除く)})}$$

(値を四捨五入)

● 事業所検索のポイント④ 比較

最大30件の事業所まで、公表内容を比較することができます。

①基本的な情報で比較、②全体概要で比較、③特色で比較、④運営状況で比較ができます。

基本的な情報で比較

基本的な情報で比較

基本的な情報で比較 全体概要で比較 特色で比較 運営状況で比較

全3件中、1～3件を表示

この比較表を印刷する 違いのある項目に色をつける

● 事業所の基本的な情報 ※事業所を4件以上比較した際の印刷は、改行箇所が増え、文字が読みづらくなる場合があります。

事業所名	事業所番号	公表日	事業の開始(予定)年月日
運営方針			
費支援1～2			

基本的な情報で比較ができます。

また、違いのある項目に色をつけて表示することも可能です。

比較のポイントとなる項目については、比較・検討を行う際の事業所間の相違点の読み解き方等について整理された『消費者のための介護サービス情報ガイド』(平成24年3月(社)シルバーサービス振興会介護サービス情報公表支援センター)を参考としています。

全体概要で比較

全体概要で比較

基本的な情報で比較 全体概要で比較 特色で比較 運営状況で比較

全3件中、1～3件を表示

この比較表を印刷する 違いのある項目に色をつける

● 所在地・連絡先 ※事業所を4件以上比較した際の印刷は、改行箇所が増え、文字が読みづらくなる場合があります。

事業所名	介護サービスの種類	住所	連絡先	記入日	介護予防サービスの実施
			ホームページ		あり なし
			ホームページ		あり なし
			ホームページ		あり なし

全体概要で比較ができます。

また、違いのある項目に色をつけて表示することも可能です。

特色で比較

特色で比較

基本的な情報で比較 全体概要で比較 **特色で比較** 運営状況で比較

全3件中、1～3件を表示

この比較表を印刷する 違いのある項目に色をつける

※事業所を4件以上比較した際の印刷は、改行箇所が増え、文字が読みづらくなる場合があります。

事業所名	東京都平均	東京都平均	東京都平均
従業員の男女比	女		
	男		
	20代		
	30代		

特色で比較ができます。

また、違いのある項目に色をつけて表示することも可能です。

運営状況で比較

運営状況で比較

基本的な情報で比較 全体概要で比較 特色で比較 **運営状況で比較**

全3件中、1～3件を表示

この比較表を印刷する 違いのある項目に色をつける

※事業所を4件以上比較した際の印刷は、改行箇所が増え、文字が読みづらくなる場合があります。

● 運営状況のレーダーチャート比較 (レーダーチャートを閉じる)

a. 利用者の権利擁護 b. サービスの質の確保への取組 c. 相談・苦情等への対応 d. 外部機関等との連携 e. 事業運営・管理
f. 安全・衛生管理等 g. 従業員の研修等

レーダーチャートの解説

利用者の権利擁護 サービスの質の確保への取組 相談・苦情等への対応 外部機関等との連携 事業運営・管理 安全・衛生管理等 従業員の研修等

○ チェック項目を満たしているもの □ チェック項目を満たしていないもの 該当なし

● 1. 利用者の権利擁護のための取組

(1) サービス提供開始時のサービス内容の説明及び同意の取得状況	東京都平均	東京都平均	東京都平均
利用申込者に対し、サービスの重要事項について説明し、サービス提供開始について同意を得ている。			
重要事項を記した文書に、利用申込者等の署名等がある。	○	○	○

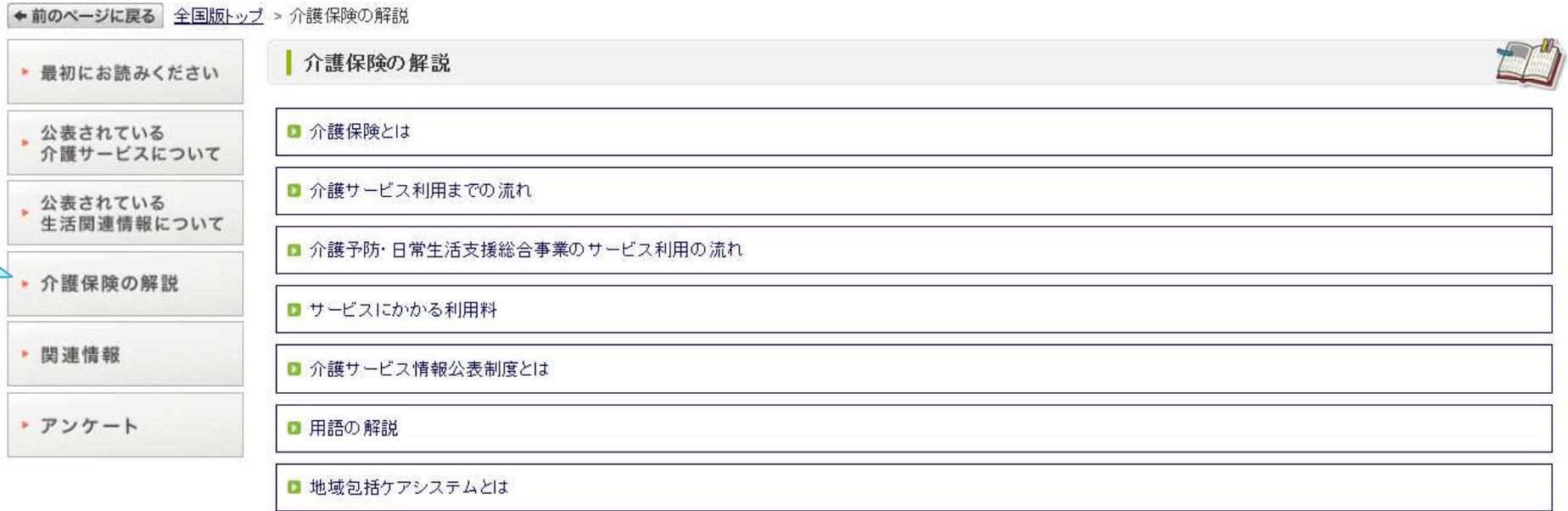
運営状況で比較ができます。

また、違いのある項目に色をつけて表示することも可能です。

● ヘルプ機能の充実

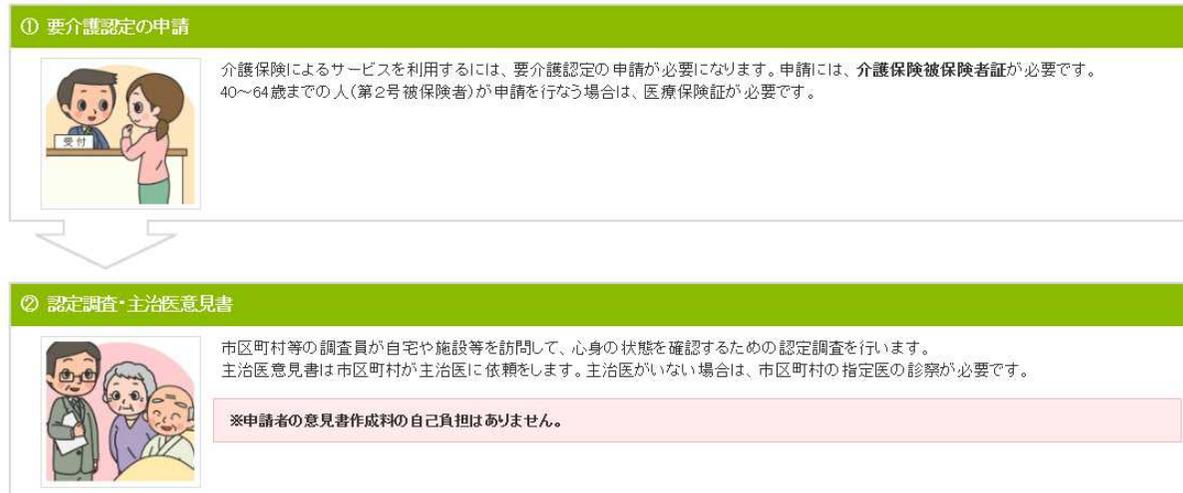
介護保険制度を全く知らない方でも、システムが使えるよう、操作説明だけではなく、介護保険制度のいろはの「い」から丁寧に解説。事業所を探す際に必要な情報は概ね網羅。ヘルプ機能が充実しています。

ヘルプ機能は常に画面の左側に固定



(例) サービス利用までの流れをイラスト入りで丁寧に説明

- サービス利用までの流れ
サービス利用までの流れをご確認いただけます。



① 要介護認定の申請

介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には、介護保険被保険者証が必要です。40～64歳までの人(第2号被保険者)が申請を行なう場合は、医療保険証が必要です。

② 認定調査・主治医意見書

市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。

※申請者の意見書作成料の自己負担はありません。

● アンケートの常設

システム見直し後も、世の中のニーズや、社会の変化に継続的に対応していくため、アンケート調査を常設。
様々な意見を、定期的にシステムに反映していくことができる仕組み。

アンケート



アンケートへのご協力をお願いいたします。

ご協力いただいた回答については、本ホームページの利用傾向の把握等に活用させていただきます。

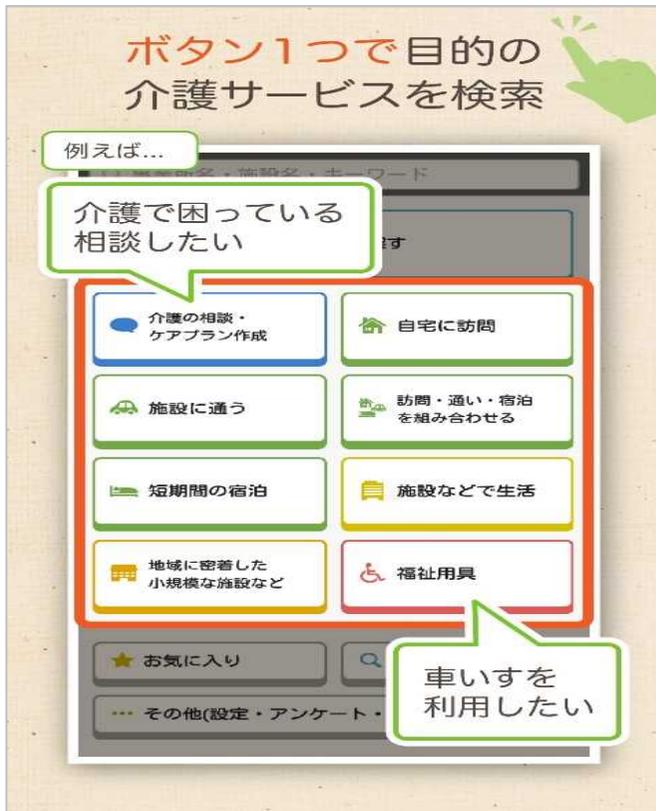
「※」は必須項目です。

あなたの立場 ※	<input type="radio"/> 1. 一般(介護サービスの利用者やそのご家族等) <input type="radio"/> 2. 介護事業所 <input type="radio"/> 3. ケアマネジャー <input type="radio"/> 4. 地域包括支援センター <input type="radio"/> 5. 行政機関 <input type="radio"/> 6. その他
あなたの年齢 ※	<input type="radio"/> 1. 20歳未満 <input type="radio"/> 2. 20歳代 <input type="radio"/> 3. 30歳代 <input type="radio"/> 4. 40歳代 <input type="radio"/> 5. 50歳代 <input type="radio"/> 6. 60歳代以上
あなたの性別 ※	<input type="radio"/> 1. 男 <input type="radio"/> 2. 女
介護保険制度の内容について… ※	<input type="radio"/> 1. 詳しく知っている <input type="radio"/> 2. あまり詳しくは知らない <input type="radio"/> 3. 全く知らない
介護サービス情報公表制度の内容について… ※	<input type="radio"/> 1. 詳しく知っている <input type="radio"/> 2. あまり詳しくは知らない <input type="radio"/> 3. 知らなかった
本ホームページ「介護事業所・生活関連情報検索」を知った経緯 ※	<input type="radio"/> 1. 行政機関や地域包括支援センター <input type="radio"/> 2. ケアマネジャー <input type="radio"/> 3. ご親類・ご友人・近隣住民等 <input type="radio"/> 4. パンフレット・新聞等 <input type="radio"/> 5. 病院・公民館等の公共施設 <input type="radio"/> 6. その他

スマートフォンアプリの開発について(平成27年4月から運用開始)

近年、スマートフォンからの情報収集を行う者の増加を踏まえ、全国の介護サービス事業所の情報が、スマートフォンで簡易に閲覧出来るよう、専用のアプリケーションを開発。

操作性の向上



タッチパネルの特性を最大限活用

GPS機能による「現在地」からの検索



目的地までの道順も検索できるようになる

PC版の情報をコンパクトに提供



その場で電話もかけられる!

『消費者のための介護サービス情報ガイド』(抜粋)

(平成24年3月一般社団法人シルバーサービス振興会)

※厚生労働省HPからダウンロード可能
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス情報の公表制度

① 事業所を選択する目安となるポイント

1. どのような事業所・施設がサービスを提供しているか

○事業の開始年月日

- ・介護サービス事業者の参入時期、事業所の開設時期などを確認することで、経験が豊富な事業者かどうかみることができます。

○営業時間／サービスを提供している時間

- ・「事業所の営業時間」で自身の希望に応じた時間、時間帯でサービスが可能かどうか確認します。
- ・「介護サービスを利用できる時間」が設けられている場合は、「事業所の営業時間」と異なっていないかどうか注意して下さい。
- ・居宅介護支援、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションについては、「営業時間外の対応状況」が確認できます。土日に対応できれば利用の幅が広がりますし、緊急時の電話に対応してくれることがわかれば安心につながります。

○法人等が当該都道府県内で実施するサービス

- ・介護サービスを組み合わせて利用したい場合は、複数のサービスを提供しているところを選ぶと便利です。

○利用者の人数

- ・利用者数は多いほどよいというわけではありませんが、事業所の実績は利用者数からうかがうことができます。利用者から支持されているかがわかるでしょう。提供実績のうち、利用者の人数については、「記入年月日の前月の請求実績」と併せて、「前年同月の請求実績」も確認します。利用者数の増減をみて、前年より著しく減少している事業所には理由を確認したほうがよいでしょう。
- ・提供実績については、具体的なサービスごとに確認することもできます。事業所の特徴をみることができるでしょう。

○従業者1人当たりの利用者数

- ・専門職1人当たりの利用者数をみることで、利用者1人ひとりに従業者が十分に関わっているかどうかをみることができます(例えば、居宅介護支援の場合、介護支援専門員1人あたりの標準的な給付管理件数は35名とされています。営業エリア等職場環境も勘案することで、無理のない職員配置がされているかどうかみることができます)。

2. どのような質の介護を提供しているか

○介護サービスの内容等

- ・介護報酬の加算の有無などから、介護サービス事業所が、より高い水準のサービス提供に向けた取組みを行っているかどうか(サービスの質の向上に努力しているか)をみることができます。

○総従業員数

- ・総従業員数から、事業所の規模がわかります。

○職種別の従業員数

- ・「職種別の従業員数」では、職種別に、介護サービスに従事する従業員の、常勤・非常勤の別及び専従・非専従の別による構成と人数が分かります。
- ・従業員と相性が悪く、その変更を希望することもあります。そうした場合は、人数の多い事業所のほうが対応しやすいでしょう。
- ・事業所・施設における従業員の資格取得状況を確認することができます。「介護サービスの業務に従事した経験年数」と併せてみることで、従業員の状況をより詳しくうかがうことができます。

○前年度の退職者数

- ・介護サービス事業所・施設における従業員の定着率をうかがうことができます。

○業務に従事した年数

- ・その職種に就いた年数について確認できます。
- ・医療や福祉など、他領域での実務経験があっても介護サービスの業務に従事した経験年数は重要です。

3. いくらでサービスを提供しているか

○キャンセル料とその算定方法

- ・利用者都合によるキャンセルなどはトラブルの原因になることも考えられます。キャンセル料の有無及びキャンセル料が発生する場合の条件、介護給付以外のサービスに要する費用を徴収する場合の有無とその料金及び算定根拠などを確認することにより、料金について透明性の高い事業運営を行っているかどうかをみることができます。

○介護給付以外のサービスの費用

- ・「介護給付以外のサービスの費用」とは、訪問介護などの通常の事業の実施地域以外で介護サービスを行う場合に要する交通費や、通所介護の食事に要する費用、福祉用具貸与における種目ごとの最低・最高額、介護老人福祉施設などの居住に要する費用、日常生活費などのことをいいます。
- ・「規定料金による」と記入されている場合のように具体的な金額がわからないときは、契約前に確認しましょう。

4. 事業所が消費者(利用者)の意見を把握する取組みをしているか

○利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組みの状況

- ・利用者の意見等を把握する取組みが行われているかどうか確認します。なお、その取組みの結果を開示しているのであれば、前に確認することができます。

5. 第三者評価を実施しているか

○第三者による評価の実施状況

- ・第三者による評価を受けているか確認します。なお、その結果を開示しているのであれば、事前に確認することができます。

6. その他の確認したいポイント

【有料老人ホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護)、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、ショートステイ(短期入所生活介護)、介護老人保健施設、ショートステイ(短期入所療養介護)、介護療養型医療施設】

○介護サービスを提供する施設、設備等の状況

・居室(療養室)の状況

居室の状況について、個室化への取組み、多床室の場合でもプライバシー保護への取組みを確認することにより、入居者への尊厳の確保に向けた施設側の姿勢をみることができます。

・建物の構造

建築基準法に規定する耐火・準耐火建築物であるかどうか、その他火災に係る入居者の安全性確保について対策がとられているかどうか確認できます。

【特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、ショートステイ(短期入所生活介護)】

○リハビリテーション等の実施状況

- ・入居者のリハビリテーションに対するニーズは高いと考えられます。専門的な資格をもつ従業者の人数などと併せて確認します。

【訪問入浴介護、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、有料老人ホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護)、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、ショートステイ(短期入所生活介護)、介護老人保健施設、ショートステイ(短期入所療養介護)、介護療養型医療施設】

○協力医療機関(病院)の名称と協力内容

- ・特に、有料老人ホームや特別養護老人ホームに入居した場合、医療的ケアがどのように確保されているのかは入居者にとって関心が高いと考えられます。協力医療機関(病院)の名称とその協力に関する内容が確認できます。

【有料老人ホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護)】

○一時金の償却に関する事項

- ・入居後 90日以内の退居であれば実費分を除き全額返還されることになっています。契約する前に、「償却年月数(一時金が全額償却されて戻らなくなる年月数)」と「解約時の返還の計算式」を確認します。

② 比較・検討を行う際の事業所間の相違点の読み解き方（訪問介護の例）

訪問介護を担うのは、どのような人か

①訪問介護員数-非常勤職員が多い

A事業所（利用者数55人）：常勤6人、非常勤21人（常勤換算人数8.6人）
B事業所（利用者数94人）：常勤5人、非常勤77人（常勤換算人数14.9人）

②サービス提供責任者

サービス提供責任者は、利用申し込みの受付・調整、介護支援専門員等との調整、利用者の訪問介護計画書作成、利用者の状態変化や介護サービスに関する意向の定期的な把握、訪問介護員に対しては技術指導にあたります。

両事業所とも全員が常勤職員です。A事業所は6人全員が介護福祉士ですが、B事業所は5人中3人が介護福祉士で、残り2人は訪問介護員1級です。

[サービス提供責任者1人当たりの利用者数 - 事業所によって2倍の差]

A事業所：サービス提供責任者1人当たり9.2人（55/6人）の利用者を担当
B事業所：サービス提供責任者1人当たり18.8人（94/5人）の利用者を担当

[サービス提供責任者1人当たりの非常勤訪問介護員数 - 4倍強の差]

A事業所：サービス提供責任者1人当たり3.5人（21/6人）
B事業所：サービス提供責任者1人当たり15.4人（77/5人）

③訪問介護員の退職者数 - ゼロの事業所もある

退職者数は、A、B事業所ともに常勤職員はゼロ。非常勤職員はA事業所ゼロに対し、B事業所は職員数に対する退職者の割合は32.5%（25/77人）です。

④訪問介護業務に従事した経験年数 - 5年以上の経験者の比率を確認

[職員に占める5～10年未満の経験者数の割合]

常勤職員：Aは100%（6人全員）ですが、Bは20%（1/5人）にすぎません。
非常勤職員：Aは57.1%（12/21人）であるのに対し、Bは23.4%（18/77人）です。

⑤訪問介護員の資格

介護福祉士資格保有率：常勤職員はA 100%、B 60.0%（3/5人）。
非常勤職員はA 57.1%（12/21人）、B 10.4%（8/77人）。

⑥管理者の資格

事業所ごとに常勤の管理者を置かねばなりません。管理者の責務はサービス提供責任者と同じです。A事業所は介護福祉士、B事業所は訪問介護員1級です。

	A 訪問介護事業所		B 訪問介護事業所		
事業の開始年月日（11頁）	年 月 日		年 月 日		
利用者数（12頁）	55人		94人		
訪問介護員数（常勤換算）（①、13頁）	常勤6人 非常勤21人（8.6人）		常勤5人 非常勤77人（14.9人）		利用者/サービス提供責任者 A: 55/6人 B: 94/5人
サービス提供責任者（③、13頁）	介護福祉士6人		介護福祉士3人 訪問介護員1級2人		
前年度退職者数（②、13頁）	常勤0人 非常勤0人		常勤0人 非常勤25人		退職者 A: ゼロ B: 非常勤25人
訪問介護業務に従事した経験年数（④、13頁）	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤・経験年数 5年以上 A: 100% B: 20.0%
1年未満	0人	1人	0人	8人	
1～3年未満	0人	2人	3人	16人	
3～5年未満	0人	6人	1人	35人	
5～10年未満	6人	12人	1人	18人	
訪問介護員資格（⑤）	常勤	非常勤	常勤	非常勤	介護福祉士 非常勤 A: 57.1% B: 10.4%
介護福祉士	6人	12人	3人	8人	
訪問介護員1級	0人	1人	2人	0人	
2級（延べ）	1人	8人	0人	69人	
管理者の資格（⑥）	介護福祉士		訪問介護員1級		
訪問介護を利用できる時間（11頁）	平日・土日 9時～17時		平日・土日・祝日 6時～22時		
利用者の都合で介護を提供できなかった場合の費用の徴収（14頁）	前日17時まで：無料 当日キャンセル：500円		前日営業時間まで：無料 当日キャンセル： 基本料金の10%		意見把握 A: 実施 B: なし
利用者の意見等を把握する取組み（⑦、14頁）	あり 開示あり		なし		
第三者評価実施状況結果の開示（⑧、15頁）	あり あり		なし		第三者評価 A: 実施 B: なし

利用可能な時間、キャンセル料、利用者の意見の把握、第三者評価の実施

訪問介護を利用できる時間と、キャンセルする場合の料金を確認しておきましょう。

⑦利用者の意見等を把握する取組み ⑧第三者による評価の実施

- Aは利用者の意見等を把握に取り組み、結果を開示していますが、Bは意見等の把握をしていません。
- 第三者評価をAは受けており結果を開示していますが、Bは受けていません。